

## 第1 はじめに

- 1 学校現場の先生方に“法教育の授業”をやりませんか？と向けるとき、決まって尋ねられるのは「で、結局、どういう授業になるのですか？」という質問である。法教育の意義は理解してもらえても、この問い掛けに具体的に答えられなければ途端に興味を失せていくのは当然である。逆に、この質問に具体的な授業例をもって答えられれば「へえ～！それだったら面白そうだからやってみようかな。」と興味を持ってもらえ、実際の取り組みにつながる。授業例を問われたときこそチャンスである。
- 2 法教育の普及のために必要だと痛感しているのは、何よりも授業の狙い（獲得目標）を明確にし、そのために用いる素材は出来る限り子供たちにとって興味を持ってもらえるような身近な問題にすること、そして、具体的な授業の展開・流れのイメージを学校現場に対して短時間で伝えられるような工夫をし（ビジュアルなワークシートの呈示等）、さらに子供たちには、言語活動等必ず何らかの作業を行ってもらうようなスタイルにすることである。法教育の授業を通じて子供たちに伝えたいことは何なのかを考えるにつけ、私は目標はあえてシンプルなものとし、内容は多様な価値観があることを前提とした複数の反応を引き出せるようなものにして、方法は指導者が一方的に喋るような座学スタイルではなく、あくまでも子供たち自身の頭で考えさせ（思考力）、一定の結論を根拠をもって導き（判断力）、頑張った自分の判断や思考過程を他者に伝わるように表現する（表現力）という体験型・参加型・双方向の授業が良いのではないかと考えている。それは、法教育の授業を通じて子供たちに身に付くのではないかと思うのが“①子供たちが自分自身の頭や心で考え、②それを自分なりの表現で他者に伝え、③他方で異なる意見にも耳を傾け、共感したり思い遣ったりして、④対話やコミュニケーションをしながらベター、ベストな解決策にたどり着けるよう他者と関わられるようにする力”ではないかと考えているからである。
- 3 “法”とは結局のところ、この複雑で生きにくい現代社会において対立する利害を調整するためのツールであること、“司法”とは、まさに、その利害がシビアに対立する究極の場面において、対立する両者の言い

分のうち、どちらの側の言い分を如何なる理由で認め、あるいは排斥するのかを決める、若しくは白黒の決着をつけるのではなく、トラブル（紛争）解決という大きな目的のためにはグレーを含めた最良の解決策があるかもしれないことを模索する機能を持っていることに改めて着目すれば、法教育は真の意味で“生きる力”（新学習指導要領）を育むために多くの魅力を秘めていると確信している。

## 第2 お勧めの授業例

### 1 やってみよう！裁判員裁判（50分）[中学・高校以上]【別紙1】

(1) 立場が違えば、意見や考え方が異なること、物事は単純には割り切れないこと、一つの結論を決める上でも様々な考慮が必要で葛藤がありうるのだということを知ってもらい、実感してもらい、体験してもらい、体験してもらうことを目標とする授業である。

(2) 内容は、結論において票が割れるような事案、具体的には誰でもが加害者あるいは被害者になる可能性のある自動車運転過失致死罪（交通死亡事故）の事件を素材にして、そこに現実の社会における様々な問題点（過酷な労働環境や不況等の現実、加害者・被害者それぞれに存在する家族の暮らし等）を盛り込み、実刑か執行猶予か、法律専門家でも悩ましい、どちらの結論もあり得るようなストーリー設定にして、いずれの結論がよいと思うかを考えてもらい、というものである。

(3) 方法 - 工夫をすれば、一単元50分で実施可能である。具体的には、

① そのまま読み下せば劇としての体裁が整うようなシナリオを用意して教室等を法廷に見立てて裁判劇を行う。ポイントは子供たちに必ず何らかの配役を与え（裁判員役）、子供たちの投じる一票が全てカウントされる仕組みにしておくこと（なるべく25分間以内で終了するようにする）。

② ワークシートの順序に従って評議開始。まずは自分の考えを理由も含めて考え次に班に分かれて話し合う。最終的に全員一致になる必要はない。話し合い中、指導者は机間巡視しながら結論がまとまりかけている班には本当にそのままの結論で良いのか、こんな（反対の）意見が出てきたらどう反論しようか等一層議論が深まるよう揺さぶったりする（約10分間）。

③ 班ごとに発表。何票対何票でどちらの結論が、どのような理由により

多かったか、議論がまとまらなかつたり折り合いのつかなかつた分岐点は何だったかをも併せて発表してもらおう。指導者は票の割れ具合を数字で板書する。理由についても大まかに箇条書きする（ここで10分間）。ちなみに、この授業を全校企画として体育館等で大人数で行う場合は、例えば表裏で色の異なるカードを渡しておき、一斉にそのカードを挙げてもらい、子供たち自身に、どちらの色が多いだろうかを発表してもらおうなどの方法でも実施可能である。

④ まとめの部分 - 票（結論）が分かれたことを知ってもらおう。子供たちに感想等をインタビューする。他の班の意見を聞いて、再度自分なりの結論を今一度考えてみるよう向けて一応終了。実際の裁判ではどうなりそうかについて法律専門家のゲストティーチャーがコメントすることもあるし各家庭や他のクラスのお友達にも今日の授業のことを伝えてね、と伝えて余韻を残す。正解は？と尋ねられても、正解は一つとはかぎらないことを伝えるのがポイントだと思う（ここで5分間）。

(4) この授業は経験上、子供たちから成人まで汎用性が高い。獲得目標をシンプルに絞っており、実刑か執行猶予という大きな二つの選択肢を与えておいて、その土俵の上で自由に議論をすればよいからである。事実、間違っているとかを心配する必要はないよ、だから安心して思ったとおりに言ってみてね、と伝えると子供たちはそれだけで驚いたような安心したような表情を見せてくれる。また、この授業は学校現場においてシナリオの内容をある程度アレンジして、そのクラスならではのオリジナルな授業にすることが出来る。被害者が亡くなった事実を子供たちと同年代の遺児がどう感じているか心情を吐露する部分を子供たちの発達段階に応じてフレキシブルにアレンジすることによってリアル感が増すという経験が何度もある。学校現場においては裁判員裁判についての関心が高いので、それに絡めて授業を実践出来る点も普及の観点から魅力的である。まさに法教育の実践例がない学校現場にこそお勧めの授業例である。さらに法教育を普及させるという観点から、この授業は学校現場に種々存在する集まりの場（校長会や研究会等）において教員や管理職等を対象に実施出来れば素晴らしい。各都道府県毎に存在する教育センターの講座の中のカリキュラム

に組み入れたり、「先生のための夏休み教室！明日から使える法教育の授業例」のような企画の中で先生方に先ず体験していただければ法教育の意義・雰囲気を実感出来るのではないか。私は既に校長会や社会科研究会あるいは教育大学の学生向け等でこの授業を実践したが、いずれも十分な手応えであった。今後は日本社会科教育学会や日本公民教育学会等オールジャパンの組織での企画として実践してみたいとの希望を持っている。

## 2 あなたならどうする？[小学（高学年）・中学・高校]

(1) これは、それぞれに言い分があって対立している紛争の局面を想定し、双方の言い分について想像したり思いを巡らすなど考えてみて最終的にどちらの言い分を是とするか決める、若しくは双方の言い分を昇華させた第三の解決策の可能性も模索しながら結論を出してみようという授業である。

(2) 価値観が多様化し複雑化する現代社会の中では、しばしば利害が対立する場面に遭遇することを前提に、立場が違えば考え方も異なることを知り、そういう場合でも子供たちが物事を多角的に捉え、異なる意見にも思いを至らせてみた上で子供たちなりに自分の意見を持つことを目標とする。その思考・判断過程の中で最良の解決策等を見いだすことも目標に加えれば問題解決能力を育むことにも資する。内容は、価値が対立する紛争（トラブル）をテーマにすればどのようなものでもアレンジ可能であるが、例えば「子供たちが携帯電話（ケータイ）を学校に持ち込むことについてどうするか？」をテーマにしワークシートの順序に従って班分けをした上で話し合ってみようという方法はどうか。「持ち込みYesの子供たちの立場」「持ち込みNoの学校の立場」どちらかの側になりきって考える（なりきり型）、あるいは両方の側の言い分につきそれぞれ思いを巡らせて考えてみるのもよい。如何なる理由や背景でそれぞれの言い分があるのか、一歩踏み込んで思索を巡らせてみるのである。最後に結局どちらの言い分に与するかを決める。そして、どういう理由でその結論になったのか、排斥した言い分の如何なる部分に共感出来なかったのか等を発表してもらう（他のテーマでの実践例は【別紙2】参照）。

(3) この授業を幾度か実践した今、私は『レインボーシート』と名付けるワークシートを考えてみた【別紙3】。これは、ある問題について異なる

意見を持った対立する両者を仮にXとYと想定し、①Xの言い分には、こういう理由・背景があるのではないか、ということの子供たちに想像を巡らせて考えてもらい、その結果をオレンジ（橙）の吹き出し部分に記入する。Yの言い分についても同様の作業をして青の吹き出し部分に記入する。そして、XとYの双方について言い分の背景や理由等を考えてみた後、②今度は、相手方の言い分を踏まえた上でさらに自分の立場について考えを深めてみる（相手方の反論にどう答えるか、違う切り口はないのか等）。その結果をXは赤、Yは藍の吹き出しに記入する。③以上の一連の作業の中でX・Yいずれとも異なる新たな観点や切り口での意見が出れば、それを黄や緑の吹き出しに書き込む。④そして、最終的にXとYいずれの言い分に自分あるいは自らが所属する班は与するのか、それはどうしてなのか、他方を排斥する場合に、その理由付けはどういうものか、排斥はしたものの共感出来た点はなかったか等、思考・判断の過程で生じた葛藤も丸ごと紫の部分に記入する。思考の深まりを色の濃淡・変化で示したのである。

(4) 最後の結論の部分紫色にしたのは、立場の異なる他者の意見を聞いた上でさらに深まった自分たちの考え（赤と藍）が、混じり合うことによって、もしかしたら赤でもなく藍でもない、それらが混じり合った（赤と藍を混ぜると紫色になる）最良の解決法が見つかるかもしれないというイメージを示唆したかったからである。賛成と反対、認める認めない、○か×等、想定できる場面・素材はふんだんにあると思う。法教育の授業を通じて子供たちに伝えたいことをビジュアル的にイメージしやすくするため、法教育に親しみやすさを持っていただくことを願い、この多色刷りのワークシートのアイディアを考えてみた。「レインボーシートで考えてみよう！」とでも名付けたい授業例として提案する。

### 3 ストロー飛行機で楽しく遊ぼう！[小学生]

この授業の目標は、ルールは他者から押しつけられるものではなく、実はルールがあった方が楽しく・快適に過ごせること、ルールや決まり、約束事はその内容も含めて理由（必然性や合理性）があって存在するのだということをも身をもって体験してもらうことである。内容は、ちょっと珍しいストロー飛行機を飛ばす活動を通じ、安全に楽しく遊ぶためにはどう

したらいいか、ルールが必要だと気付いてもらえたら、今度は子供たち自身にそのルールを作ってもらい、というものである。①指導者がストロー飛行機を飛ばしてみる。②子供たちと一緒にストロー飛行機を作る。③さあ、飛ばしてみよう！ところで、狭い教室で、隣のクラスは授業中だけど、楽しく遊ぶためにはどうしたらいいだろう？と振り、④ルールが無い状態のまま飛ばすと何か不都合が生じるのではないかと揺さぶった上で、⑤子供たち自らの考えでルールを編み出していく、⑥最後、自分たちが決めたルールに従って楽しく飛ばす、という方法である（教材は岐阜大学作成）。

#### 4 “幸せな国”ってどんな国？[小学生・中学生・高校生]

目標は、法の普遍的な価値が詰まっていると思われる憲法を子供目線で考える授業である。“法”の最終的な目標・実現したい究極の価値は子供たち一人一人が“幸せ”に生きること（個人の尊厳）であるが、その幸せとは何かを、日常生活に根ざした子供たち自身の目線で考えてみることで憲法の存在意義を実感を持って捉えてもらう、という内容である。方法としては、①まず自分が考える“幸せな国”をイメージする、②次に身近な人（保護者や友人、祖父母や地域の人など）にインタビューする等の方法で幸せについて考えてみる。③幸せが守られ、続くために何が必要かを考え、幸せを実現するために自分たちの憲法という形で言葉にしてみる（僕・私の幸せを守るための憲法）。④そういった活動を通じて平和とか基本的人権、民主主義（立憲主義も含む）といった憲法に込められた根本的な価値観が子供たちに伝わるヒントにならないだろうか（NHKのTV番組「課外授業ようこそ先輩 - 考えてみよう“幸せな国”（堤未果氏）」の内容にヒントを得た授業例である）。

第3 最後に - ここに挙げた授業例は、私が温めている幾つものアイディアのうちのほんの一部である。あらゆる意味で教育効果の高い法教育が普及していない現状に鑑み、その意義と雰囲気を知ってもらうため、特に、まだ法教育の授業をやってみたことがない学校現場にこそ実践していただきたいと思う授業例を紹介したに過ぎない。“虹”は一度見ただけでその素晴らしさに誰しもが心奪われる。法教育の魅力・エッセンスを詰め込んでみた『レインボーシート』で法教育の素晴らしさが伝われば幸いである。

## 教材等 (全27頁)

### 【別紙1】(模擬裁判関係資料一式)

\*事案そのもの及びシナリオの原典は福岡県弁護士会(法教育委員会)で作成したものであるが、シナリオやワークシート等を含む資料一式は筆者が改編を加えた自作である。

- ①予告編チラシ 1頁目 (授業実施以前に配付しておくもの)
- ②当日配布資料
  - ・起訴状 2頁目
  - ・証拠一覧表 3頁目
  - ・現場見取図 4頁目
  - ・ワークシート 5頁目
  - ・条文等の資料 6頁目
- ③シナリオ \*
  - ・表紙 7頁目
  - ・通しの脚本 8頁目～10頁目
  - ・A～H 11頁目～21頁目

### 【別紙2】

- ①アルバイトをめぐる授業のワークシート(高校生) 22頁目(自作)
- ②表現、出版(営業)の自由vsプライバシーをめぐる授業の
  - ・指導案 23頁目～24頁目(福岡県立福岡高等学校担当教諭作成)
  - ・ワークシート 25頁目(自作)

### 【別紙3】(全て自作)

- ①レインボーシート 26頁目
- ②レインボーシートを用いた授業の実施例をイメージしたもの 27頁目



福岡県弁護士会 法教育センター 弁護士 春田 久美子

## やってみよう！裁判員裁判

～『法教育』で子どもたちに伝えたいこと～

検察側が言うことももっともな気がするし、弁護側が訴えていることも分かるような気もする……。

一体どうしよう……！？答えを一つに決めなきゃいけないの？  
裁判員になったつもりで、考えてみましょう！

・・・事件のあらまし・・・（「交通事故（死亡事故）」発生！）

深夜、トラックが、道路を横断する人をはねる交通事故が発生した。被害者は病院に運ばれたが、治療の甲斐なく死亡した。

被告人はトラック運転手の二物運にもつはこぶぞう蔵（45歳）。彼は起訴され、いよいよ裁判が始まる！彼は何を語るのか？被害者の妻も証言台に登場する。

開廷時刻は平成23年〇〇月××日午前〇〇時〇〇分。

場所は特別法廷 i n 〇☆◇学校★年◇組教室！



### キ ャ ス ト

被告人 にもつはこぶぞう 二物運蔵：

辩护人 たよりなるお 頼成男：

検察官 ついきゅうするこ 追及刷子：

被害者の妻 みちお 道尾ミチ子：

被告人の妻 にもつよ 二物もつ代：

裁判官A：

裁判官B：

裁判官C：





起 訴 状

平成23年5月30日

福岡地方裁判所 殿

福岡地方検察庁

検察官 検 事 追 及 する 子

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 福岡市福岡12番地3 住居 福岡市福岡4丁目5番地6号 職業 無職

二 物 運 蔵 昭和40年7月7日生

被告人は、今年5月5日子どもの日、午前1時13分ころ、大型トラックを運転し、福岡市北坂の道路を福岡から太宰府方面に向かうため時速約60キロメートルで進んでいました。

ところが、被告人は、その頃毎日のように昼も夜も長距離運転を続けていたことで、睡眠不足と過労から眠気に襲われ、前方を注意して見ることが難しい状態になりました。

このような場合、本来なら、すぐに運転をやめなければなりません、被告人はそのまま運転を続けたため、一瞬、仮眠状態になりました。

その時、道路前方を左から右に、道尾其太郎さん（当時43歳）が横断しているのを、約42.1メートル手前のところで初めて気づき、急ブレーキを掛けましたが間に合わず、トラックの前方部分が道尾さんにぶつかり、道尾さんは地面に転倒し、頭に大けがを負ってしまいました。

道尾さんは、5日後の朝早く、治療を受けていた西日本市民病院の救急センターで外傷性くも膜下出血により死亡しました。

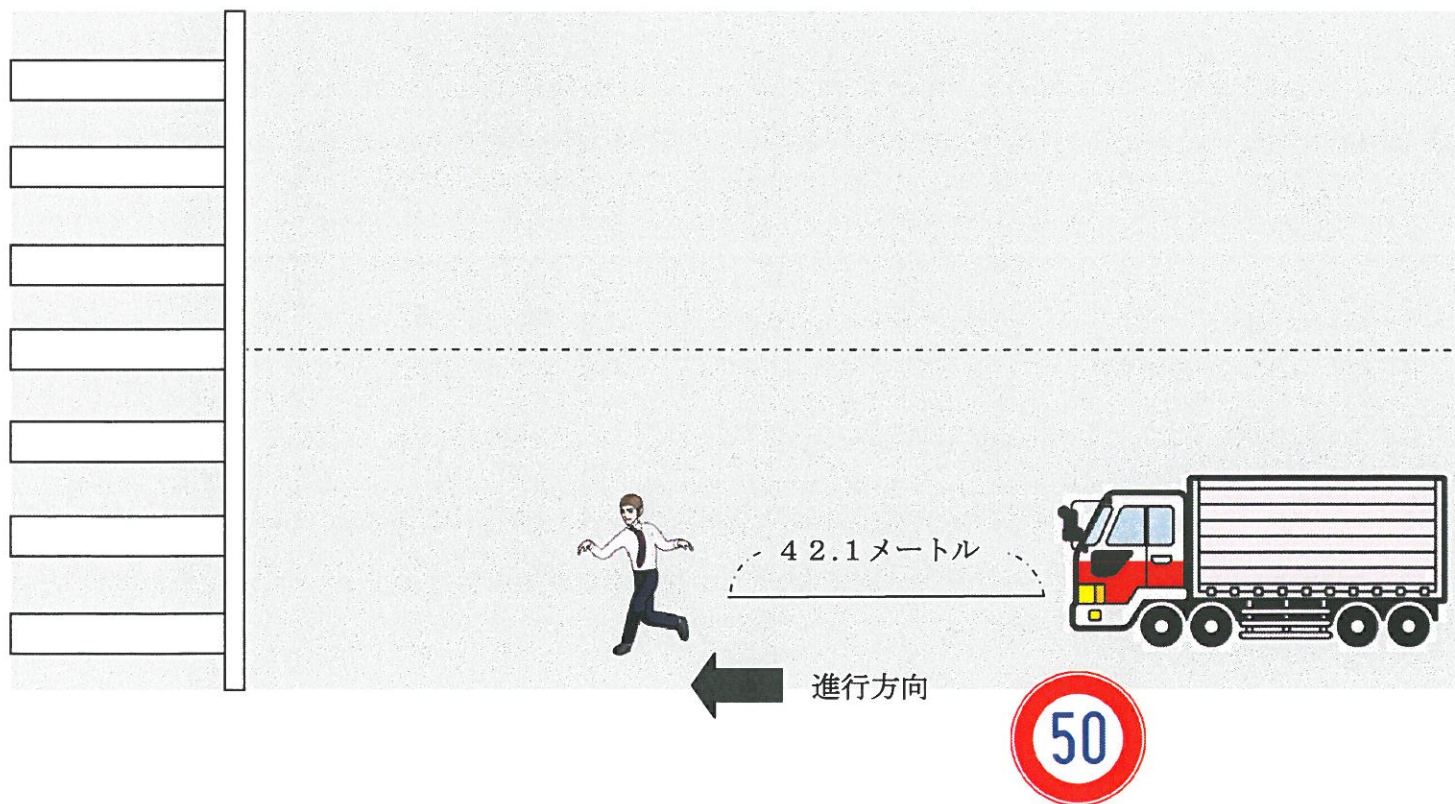
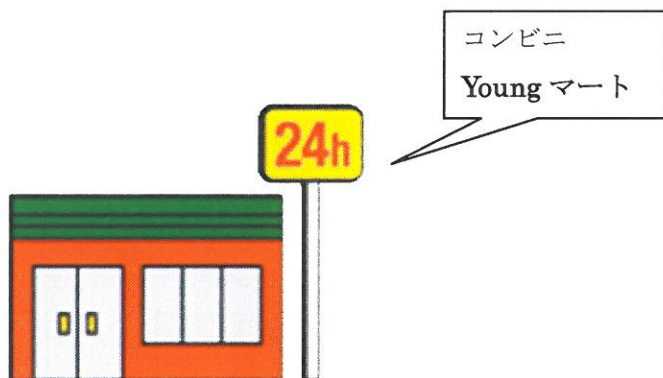
罪名 及び 罰 条 自動車運転過失致死 刑法第211条第2項前段

## 証 拠 一 覧 表

番号	名 称	作 成 者	内 容
1	被害者道尾其太郎の死亡診断書	医師 野口英代	被害者が5月10日午前7時12分に死亡したこと、死亡原因が事故による脳内の出血であることが書かれている。
2	交通事故 現場見取図	警察官	事故直後に、事故現場で被告人が説明した事故の状況を、警察官が書いた図面である。
3	コンビニの店員が、警察官に、説明した文書	警察官	事故現場近くのコンビニの店員が外で大きな音がしたので出てみると、道路に血を流して倒れている被害者がいたので119番通報したことが書かれている。
4	被害者の友人が警察官に説明した文書	警察官	友人は事故の直前まで被害者と一緒に行動していた。 【説明内容】 「事故の前の晩は、久しぶりの高校の同窓会があり、夜遅くまで飲んでいました。 午前0時過ぎに解散しましたが、私と道尾君は家の方向が同じだったので、一緒にタクシーに乗りました。 道尾君の自宅近くの3号線のあたりに来たときに、道尾君は『ここで下ろしてくれ。』と言って、タクシーから降りました。 道尾君はだいぶ酔っぱらっていて、降りるときに転びそうになったので、『家まで送ろうか。』と言ったのですが、道尾君は、『コンビニで飲み物を買って、歩いて帰るからいいよ。』と言って、降りたのです。」
5	被告人二物運蔵が検察官に説明した文書	検察官	被告人の家族構成、事故前の仕事の状況、事故の状況、事故後の対応等が書かれている。
6	前科の判決文	裁判官	被告人が、1年前に制限速度を30キロメートルオーバーしてトラックを運転し、警察に捕まったこと、そのことで、罰金10万円の処分を受けたことが書かれている。

以 上

# 現場見取り図



← 太宰府方面

福岡方面 →

**めあて：模擬裁判を体験し、裁判員として判決を出そう。**

1. 模擬裁判を見て検察側・弁護側双方の主張や証人・被告人の言い分で重要だと思ったことをメモしておきましょう。

検察	弁護人	証人 (被害者の妻)	証人 (被害者の妻)	被告人
----	-----	------------	------------	-----

2. あなたは、被告人に対してはどんな判決を出すべきだと考えますか。またその理由は何ですか？どちらかに○をつけましょう。実刑の場合は懲役何年なのか書いて下さい。

結論： 実刑 (懲役 年) ・ 執 行 猶 予

理由 (そのように考えた、あなたなりのポイントは？)

・  
・  
・

3. 班で意見を出し合い、班としての結論 (判決) を出しましょう！

(実刑：執行猶予/ 人： 人)

結論： 実刑 (懲役 年) ・ 執 行 猶 予

★理由 (そのような判決になった根拠は？)

・  
・

★班の話し合いで、どうしても意見が一致しなかった点はどこですか？

4. 他の班の意見を聞いてみましょう！

5. 最後にもう一度、あなたの判決を考えてみましょう。

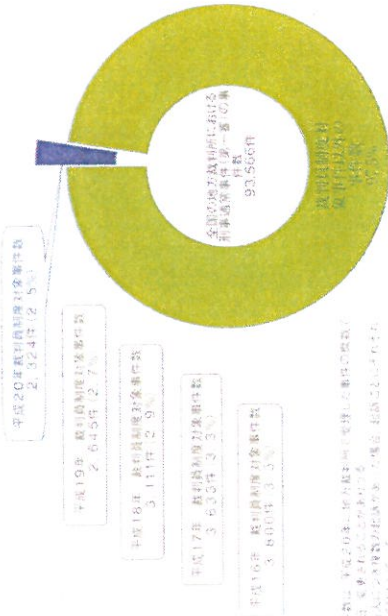
判決： 実刑 (懲役 年) ・ 執 行 猶 予

理由

6. 今日の授業で、気付いたことは何ですか？その他、感想を書いてみましょう。

データ集

裁判員制度の対象となる事件の数(平成20年)



罪名別に見た裁判員制度対象事件数(平成16年～20年)

罪名	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総数	3,800	3,633	3,111	2,645	2,324
強姦致傷	1,146	1,111	929	695	590
殺人	761	690	642	567	543
現住持遺物竊取火	357	322	331	287	234
強姦致死傷	316	274	240	218	189
傷害致死	229	205	181	171	173
強制わいせつ致死傷	167	132	161	168	136
強姦強姦	197	165	153	139	125
強姦強姦致死傷	145	118	125	94	106
強姦致死 (強姦殺人)	136	123	72	66	86
強姦強姦致死傷	151	244	40	62	96
強姦強姦致死傷	53	76	30	17	23
強姦強姦致死傷	14	14	16	23	18
強姦強姦致死傷	38	43	56	51	17
強姦強姦致死傷	20	19	14	13	10
強姦強姦致死傷	8	8	14	10	8
強姦強姦致死傷	6	3	1	4	3
強姦強姦致死傷	23	37	40	29	6
強姦強姦致死傷	47	49	56	51	16

1. 特別規定による死傷(重大な過失)の他の例として、二七の二(火、火政致二七)②、公選二五〇②、不正競争二①、四四四(四)④、自動車二①、四(刑)の免除(刑罰三三四(言渡し))

刑法(一九八条十二二条) 罪

第二十八章 過失傷害の罪

(過失傷害)  
**第二〇九条①** 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。(平成三三三本項改正)  
 ② 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。  
 ③ ①過失二六〇①(公訴時効十刑罰三五〇②(四三年)) ④告訴三三三〇①(三三三二三四(言渡し))、刑罰三三五、三三六(言訴期間)、刑罰二四二(手続)、刑罰三三八(公訴時効) ⑤特別規定(二四)を及ぼすおそれのある投射

(過失致死)  
**第二一〇条** 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。(平成三三三本条改正)  
 ① 過失二三八①(公訴時効十刑罰三五〇②(四三年))

(業務上過失致死傷等)  
**第二一二条①** 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。平成二八三三六本項改正  
 ② 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。(平成二二法三三本項追加 平成一九法五四本項全部改正 (昭和三三法二二四、昭和四三法六六、平成三三法三本条改正)  
 ③ 過失二三八①(公訴時効十刑罰三五〇) ④特別規定(公訴犯二七三(過失による死傷)重大な過失の他の例として二七の二(火、火政致二七)②、公選二五〇②、不正競争二①、四四四(四)④、自動車二①、四(刑)の免除(刑罰三三四(言渡し))

第四章 刑の執行猶予  
 執行猶予  
**第二五〇条①** 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に處せられたときは、その情状により、裁判官は確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。  
 一 前に禁錮以上の刑に處せられたことがない者  
 二 前に禁錮以上の刑に處せられたことがあつても、その執行を終つてその日はその禁錮の免除後、自日から五年以内に禁錮以上の刑に處せられたことがない者(昭和八法二九本条改正)  
 平成三三三本条改正  
 ② 前に禁錮以上の刑に處せられたことがあつても、その執行を猶予された者が五年以下の懲役又は禁錮の懲役を受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条三項の規定により保護観察が付せられ、その期間内に更に罪を犯した者についてはこの限りでない。(昭和二七法二九五本条追加 昭和二七法五七本条改正)  
 昭和三三法二四本条改正

③ 懲役十五(未定期刑)ときは本通り(懲罰十刑罰三三三)④、四(執行猶予の執行)公選二④(四)④(四)④(場合以外)あり、国会二(国会)別(文)④、少六〇④(文)の特別 ①二(刑)に處せられたものない者(二七)④

○☆◇学校研究授業

やってみよう！裁判員裁判  
～『法教育』で子どもたちに伝えたいこと～

# シナリオ

## 自動車運転過失致死

福岡県弁護士会 法教育センター 弁護士 春田 久美子

平成23年10月28日

さいばんかん さいばん  
裁判官A；今から裁判を始めます。  
ひこくにん しょうげんだい  
被告人は、証言台の前に立って下さい。  
いす  
(\*椅子の事です!)

(被告人が証言台の前に立つ)

裁判官A；名前は何と言いますか？

にもつはこぶぞう  
被告人；二物運蔵です。

せいねんがつび  
裁判官A；生年月日はいつですか？

被告人；昭和40年7月7日生まれです。

じゅうしょ  
裁判官A；住所はどこですか？  
被告人；福岡市福岡4丁目5番地6号です。  
ほんせき  
裁判官A；本籍を言って下さい。  
被告人；福岡市福岡12番地3です。

※時間が足りない場合、削除可能。

裁判官A；仕事は何をしていますか？

むしよく  
被告人；今は、無職です。

じどうしゃうんてんかしつちしのつみ  
裁判官A；今からあなたに対する自動車運転過失致死の罪について裁判を始めます。  
けんさつかん きそじょう  
検察官は起訴状を読んで下さい。

けんさつかん ついきゆうするこ  
検察官(追及刷子)；(大きな声で【A】を読み上げる。)

もくひけん  
裁判官B；あなたには黙秘権がありますので言いたくないことは言わなくてよいです。  
ただ しやべ ゆうりふり しょうこ  
但し、ここで喋ったことは、有利不利の関係なく証拠になりますから注意  
して下さい。いいですか。

被告人；はい。

裁判官B；ただいま検察官が読み上げた事実は、どこか違っているところがありますか。

被告人；事実は間違いありません・・・ですが、当時、仕事がものすごく大変で、どうしようもありませんでした。

裁判官B；弁護人はいかがですか？

弁護人（頼成男）；（ゆっくりと）事実はその通りですが、今回の事故は、被告人にとっても避けようのない悲劇だったということをこの裁判で明らかにしようと思います。

裁判官B；それでは、検察官は、冒頭陳述を行って下さい。

（今日は、ここは講師が行います！ →検察官；（大きな声で、【B】を読み上げる。）

裁判官C；検察官からは証拠一覧表にある証拠が出ていますが、弁護人も含めて、それ以外に証拠はありますか？

検察官；はい、被害者である道尾さんの奥さまの道尾ミチ子さんを証人として聞いていただきます。

弁護人；こちらは、被告人の妻である二物もつ代さんと、被告人質問をお願いします。

裁判官C；それでは、ミチ子さんとともつ代さんは、証言台の前にお越し下さい。

（ミチ子ともつ代の二人が揃って、証言台の前に進み出る）。

裁判官C；ウソを言わない、という誓いをして下さい。

道尾ミチ子&二物もつ代；（二人そろって、【C】を読み上げる）。

裁判官C；最初はミチ子さんからです。（ここで、ミチ子はいすに着席する。検察官も起立する。裁判官Cはミチ子が着席したのを確認し）検察官は尋問を始めて下さい。



**検察官とミチ子さんは【D】のシナリオで頑張ってください！**

・・・・・・・・・・・・・・・・ 道尾ミチ子の尋問 t i m e ・・・・・・・・

(最後の台詞<sup>せりふ</sup>が終わったらミチ子はいすから立ち上がって元の位置に戻る、検察官も着席する)。

裁判官C；次はもつ代さんです。(もつ代はいすに着席し、弁護人は起立する。裁判官Cはもつ代が着席したのを確認し) 弁護人は尋問<sup>じんもん</sup>を始めて下さい。

**弁護人ともつ代、検察官は【E】のシナリオで頑張ってください！**

・・・・・・・・・・・・・・・・ 二物もつ代の尋問 t i m e ・・・・・・・・

(最後の台詞が終わったらもつ代はいすから立ち上がって元の位置に戻る、検察官・弁護人も着席する)。

裁判官C；最後に被告人質問です。椅子に座って下さい。

(被告人が着席したのを確認し) 弁護人は質問を始めて下さい。

**弁護人と検察官、被告人役、裁判官Bは【F】のシナリオで頑張ってください！**

・・・・・・・・・・・・・・・・ 被告人質問 t i m e ・・・・・・・・

裁判官C；検察官はまとめの意見を言って下さい。

**検察官は【G】のシナリオで頑張ってください！**

裁判官C；弁護人はまとめの意見を言って下さい。

**弁護人は【H】のシナリオで頑張ってください！**

裁判官C；これで審理<sup>しんり</sup>を終わります。

判決の言い渡しは、午後 時 分から、年 組の法廷で行います。皆さん、お疲れさまでした。

2011/10/28

(大きな声で) 検察官の追及<sup>つきゆうするこ</sup>刷子です。公訴事実。



被告人は、今年5月5日子どもの日、午前1時13分ころ、大型トラックを運転し、福岡市北坂の道路を福岡から太宰府方面に向かうため時速約60キロメートルで進んでいました。

ところが、被告人は、その頃毎日のように昼も夜も長距離運転を続けていたので、睡眠不足と過労から眠気に襲われ、前方を注意して見ることが難しい状態になりました。

このような場合、本来なら、すぐに運転をやめなければなりません。被告人はそのまま運転を続けたため、一瞬、仮眠状態になりました。

その時、道路前方を左から右に、道尾<sup>みちおそれたろう</sup>其太郎さん（当時43歳）が横断しているのを、約42.1メートル手前のところで初めて気づき、急ブレーキを掛けましたが間に合わず、トラックの前方部分が道尾さんにぶつかり、道尾さんは地面に転倒し、頭に大けがを負ってしまいました。

道尾さんは、5日後の朝早く、治療を受けていた西日本市民病院の救急センターで外傷<sup>がいしょうせい</sup>性くも膜下出血により死亡しました。

被告人が犯した罪は、刑法第211条第2項前段に定められている自動車<sup>じどうしやうんてんかじつちし</sup>運転過失致死

罪<sup>ざい</sup>に該当します。以上の事実について、審理<sup>しんり</sup>をお願いします。

# (冒頭陳述)



検察官が証明しようとする事実を今からお話します。

## 1 被告人の生い立ち等

被告人二物運蔵<sup>にもつはこぶぞう</sup>は43歳。高校卒業後、食品会社に勤め、その後「白ネコ宅配便株式会社」に就職し、20年間トラック運転手として働いていました。

家族は、妻、中学3年生の長男、小学5年生の長女の4人で、福岡市内に暮らしています。

1年前に、制限速度を30キロオーバーして警察に捕まり、罰金を払った前科があります。

## 2 当時の仕事の状況

被告人は、大型トラックで荷物（宅配便）を九州各県に運ぶ仕事をしていましたが、最近是不景気のあおりで運転手の数が減らされ、一人が運ぶ荷物の量が格段に増え、睡眠時間が不十分な日々が続いていました。

事故当時も、極度の睡眠不足の状態であり、前日から約15時間の運転を続けた後、3時間ほどの仮眠をとったのみで、早朝までに鹿児島に荷物を届けるため、深夜1時ごろ、福岡の営業所を出発しました。

## 3 事故の状況

事故現場は、制限速度50キロの国道であり、しかもその日は小雨が降っていて視界が悪い状況でした。しかし、被告人は、仕事を早く終わらせて自宅に戻りたい、とにかくゆっくり眠りたいと先を急ぐあまり、制限速度を10キロオーバーの時速60キロのスピードで飛ばしていました。

事故直前、被告人の眠気は極限に達し、とうとう、一瞬、仮眠状態に陥ってしまいました。そのため、道路を横切ろうとした被害者の道尾さんに気付かず、約42メートルの近さに迫ったところでようやく発見し、急ブレーキをかけましたが間に合わず、道尾さんを跳ねてしまいました。道尾さんは、その結果路上に強く叩きつけられ意識不明になってしまいました。

## 4 事故後の対応

被害者の道尾さんは、事故現場の近くにあるコンビニ（ヤングマート）のアルバイト学生が119番通報をして呼んでくれた救急車で救急病院に運ばれました。

しかし、道尾さんは頭を強く打った衝撃で脳挫傷の重体であり、懸命の治療も虚しく、結局、事故から5日後の早朝、亡くなりました。

被告人は、事故後も呆然と事故現場に立ちつくしており、駆けつけた警察官により、その場で逮捕されました。

## 5 被害者 - 道尾さんのこと

本件交通事故により亡くなった被害者の道尾さんは、妻と中学1年の長女、小学6年の長男の4人家族。日付けの変わる前の5月4日は、久しぶりに高校時代の同窓会に出席し、夜遅くまで、お酒を楽しんでいました。

事故現場は、道尾さんの自宅からわずか200メートルの距離にあります。タクシーで自宅に帰る途中、コンビニに立ち寄ろうと道路を横切っていたときに今回の事故に遭ってしまいました。

検察官は、これらの事実を証明します。

せ ん せ い  
宣 誓



良<sup>り</sup>心<sup>よ</sup>に<sup>う</sup>した<sup>しん</sup>が<sup>い</sup>い、  
知<sup>し</sup>つ<sup>つ</sup>て<sup>い</sup>る<sup>こ</sup>と<sup>を</sup>か  
く<sup>さ</sup>ず、正<sup>し</sup>直<sup>よ</sup>に<sup>じ</sup>述<sup>き</sup>  
べ<sup>る</sup>こ<sup>と</sup>を<sup>ち</sup>誓<sup>か</sup>い<sup>ま</sup>  
す。

( ↓ 一 人 ず つ )

道 尾 ミ チ 子

二 物 も つ 代



Q ; 検察官 (追及刷子)

A ; 被害者の妻 (道尾ミチ子)

Q 1 あなたは、今回の事故で亡くなった通尾さんの奥さんですね。

A 1 (深呼吸しながら) はい。

Q 2 事故の日の時のことを教えて下さい。

A 2 (ゆっくりと・・・) 5月5日の深夜、突然電話が鳴って・・・夫が事故に遭ったので来てほしいという病院からの連絡でした。

急いで病院に行くと、夫は集中治療室の中で、すぐに緊急手術が始まりました。

手術の後、夫は太いチューブのようなものにたくさんつながれていて、とてもショックでした。

なんとか命だけは助かってほしいって、そればかり考えていたんですけど、結局、亡くなってしまいました。

Q 3 ご主人はどんな方でしたか？

A 3 うちには、小学5年の息子と中学1年の娘がいるんですが、子供たちがきょうだい仲良く成長している様子をみて幸せだなあって言っていました。

Q 4 お子さんたちの様子はいかがですか。

A 4 二人とも父親が亡くなったのがまだ信じられないようで、丁度昨日が、夫の誕生日だったんですけど、娘は(涙ぐむように)「もうお父さんにプレゼントあげられない」・・・ってポツツと言って寂しそうでした・・・。息子は泣かないように我慢してるようなんです・・・。

Q 5 被告人に対しては、どういうお気持ちですか。

A 5 被告人は、私たち家族にとってかけがえのない夫の命を奪っておきながら、事故の後すぐに病院に来るわけでもなく、一体何を考えてるのか分かりません。とにかく許せません。

Q 6 どういう判決をしてもらいたいですか。

A 6 ... (強い感じで) 刑務所に行ったからといって主人が帰ってくるわけではありませんが、私としては、せめて、出来る限り、厳しい・・・処罰を求めます。実刑は当たり前だと思います。

Q 7 以上です。

Q ; 弁護人（頼成男）  
A ; 被告人の妻（二物もつ代）



Q 1 あなたは、ここに座っている被告人の妻ですね。

A 1 （申し訳ない感じで）はい。

Q 2 被告人は仕事が忙しそうでしたか。

A 2 はい。もう最近は帰りがすごく遅く、事故の直前は、休みがほとんどなくて、ずっと働き詰めの状態でした。

Q 3 そんなに忙しくて心配ではなかったですか。

A 3 とっても心配でした。子ども達もまだ小さいですから、私は何度も、“無理はしないで” “仕事がそんなに忙しいなら、社長に言って、運転手は増やしてもらえないの？” とよく言っていたんですが、主人は「大丈夫、大丈夫。」「この不況じゃ運転手を増やすなんて無理だよ。」 って言って、愚痴も言わずに頑張っていたんです。

Q 4 事故の翌日は、家族で出掛ける予定だったのですか。

A 4 はい、久しぶりに休みがもらえた、というので子供たちも大喜びで、4人みんなで、新しく出来たオレンジランドというテーマパークに行こうって出掛ける予定になってたんです・・・。

Q 5 道尾さんのご家族には謝罪をしましたか。

A 5 はい・・・すぐに病院に駆けつけて、謝りました。奥さんに「申し訳ございません」って、病院の廊下で、頭をこうやって（ジャスチャー入りで）床にこすりつけて謝りました（泣）。

Q 6 その後は？

A 6 お葬式に行ったら、道尾さんのお子さんたちから「お父さんを帰してよ！人殺し！」「二度と来るな！」って言われて・・・なので・・・それからは行ってません。

Q 7 話は変わりますが、現在被告人は働いていますか。

A 7 いいえ、無職です・・・（涙をこらえる）。

Q 8 生活はどうしているのですか。

A 8 今は私のパート代で、なんとかやりくりしていますが・・・。上の息子は今中学3年で受験生なんです。「もう、ボクは高校に行かない。お父さんの代わりに働くから」なんて言ってて、私もどうしてよいのか・・・。

Q 9 もし被告人が刑務所に入ったら生活はどうなりますか

A 9 ... どうしていったらいいのか全く見当もつかないです・・・。

Q 10 <sup>みちお</sup>道尾さんのご遺族の方に対してはどのような気持ちですか

A 10 <sup>みちお</sup>道尾さんには、丁度うちの子供たちと年齢が近いお子さんがいらっしゃいますので、本当に申し訳ないです……。

Q 11 被告人はあなたにとってどういうご主人ですか

A 11 私や子供達のために一生懸命仕事をしてくれた家族思いの優しい夫です。でも……こんなことになってしまっ、本当に申し訳ありません（涙）、すみません。

#### 検察官の反対尋問

Q 12 <sup>みちお</sup>道尾さんの御遺族へは保険金が支払われるようですが、あなた方ご自身で、支払ったお金はありますか。

A 12 いいえ……。お葬式のとくに多めにお包みしたくらいです。お金がなく申し訳ないと思っております。

Q 13 あなたのパート代は、月いくらですか。

A 13 8万円です。

Q ; 弁護人（頼成男）  
A ; 被告人（二物運蔵）



Q 1 事故の日、あなたは鹿児島に午前4時までに荷物を届けなければならなかったのですか？

A 1 はい。

Q 2 事故の前、ずっと忙しかったのですか？

A 2 はい、前の日もずっと運転していて、鹿児島を午後4時に出発して高速道路を通過して、福岡に着いたのは午後7時でした。

Q 3 睡眠は取らなかったのですか？

A 3 営業所に着いてから荷物を下ろし、うどんを食べて・・・疲れていたので休憩室で3時間ほど仮眠したと思います。

Q 4 いつもそんなに仕事がハードなんですか？

A 4 はい、最近ほとんど休みがなく、毎日のように、福岡と鹿児島、宮崎方面を往復していました。

Q 5 会社にはどうにかして欲しいと相談しなかったのですか？

A 5 社長はワンマンだから、そんなこといえる雰囲気では全然なかったです。

Q 6 事故の時、制限速度は時速50キロなのに、どうして60キロのスピードを出していたんですか？

A 6 実は・・・2週間前、あんまり眠たかったので高速道路のパーキングで休憩したら眠ってしまって、約束の配達時間に間に合わなくて。その時社長から「今度同じことがあったらクビだぞ」って激しく怒られたんです。

Q 7 被害者に気付いたあなたはどうしましたか？

A 7 「危ない！」と思い、慌てて急ブレーキを踏んだんですが・・・間に合いませんでした。

Q 8 事故現場のすぐ先には横断歩道がありますが、被害者は横断歩道を横断していましたか？

A 8 いいえ。

Q 9 事故に気付いた後、すぐにトラックからおりて、被害者のところに行きましたね？

A 9 はい。

Q 10 謝罪には行きましたか？

A 10 事故を起こしたショックや警察の取調べで疲れてしまって、しばらく家で寝込んでしまったので、遅くなってしまいました。



Q 11 運転免許はどうになりましたか？

A 11 取消しになりました。

Q 12 会社も辞めたのですね？

A 12 はい、免許取り消しになって、運転手の仕事ができなくなったので、辞めざるを得ませんでした。

Q 13 今後、仕事はどうするんですか？

A 13 ハローワークで探していますが、なかなか厳しいです……。でも、もう二度とトラック運転手にはなりません。

Q 14 今、どういう気持ちですか？

A 14 道尾さんのご家族にも、みなさんに対して……。大変申し訳ないです……(涙)。

弁護士；弁護人の質問は終わります（弁護人は席に座る、検察官は立ち上がる）。

Q ; 検察官 (追及刷子)

A ; 被告人 (二物運蔵)

検察官；検察官から質問します。

Q 15 あなたは、仕事がハードだったと言ってますが、今回の事故は会社のせいなのですか？

A 15 いえ、それは違います。

Q 16 本当は居眠り運転してたんじゃないですか？

A 16 (驚いた感じで) いいえ。

Q 17 じゃ、なんで被害者に気が付くのが遅れたのですか？

A 17 ……夜で、その日は小雨も降っていて見えにくかったし……。

Q 18 (厳しく、意地悪な感じで) ウトウトして気が付くのが遅れたんじゃないですか？

弁護士 (元気よく) 異議あり！！

Q 19 免許はどうするつもりなんですか。

A 19 トラック運転手にはなりません。

Q 20 (いらついた感じで) そうじゃなくて、免許はどうするんですか、ってことです。運転したら、あなた、また事故を起こすんじゃないの？

A 20 ……。

Q 21 あなたは1年前にもスピード違反で捕まって罰金を払ったことがありますね？

A 21 はい。

Q 22 その時はどうしてスピード違反をしたのですか。

A 22 仕事が忙しく、急いでいたので……。

Q 23 (強い口調で) あなた、そもそも交通ルールを守ろうという意識がないんじゃないですか？

A 23 いや、そんなことはないです、本当です。

検察官；質問を終わります。

Q；裁判官B

A；被告人(二物運蔵)

裁判官B： 裁判官が質問します。

Q 24 道尾さんに気付いたとき、道尾さんはどんな様子でしたか？

A 24 急に・・・(ジェスチャー交えながら) 左手の歩道から突然出てきて、ふらふらしながら道路を渡っていました・・・。

Q 25 事故直後、救急車を呼ぼうとは思わなかったのですか？

A 25 気が動転して頭が真っ白になり、体が震えて動けませんでした。



ろんこく  
( 訟 告 )

検察官の言い分を最後にまとめます。

被告人は、刑務所に行くべきです。理由は、

1、とても危険な運転です。

被告人は、20年間もトラックの運転手をしてきた運転のプロです。スピード違反をしてトラックを運転し、しかも居眠りをすることがどんなに危険か十分に分かっていたはずです。

2、結果は重大です。

被害者の道尾さんは、43歳の若さで亡くなり、残された奥さんと二人の子どもも、突然、夫・父親を失ってしまいました。事故の結果は取り返しのつかないもので重大です。

3、十分反省していません。

被告人は、仕事が大変だったとか、社長には相談できなかったなど、自分の不注意を棚に上げ、まるで事故の責任は会社にあるかのように言っています。また、本当に反省していたのであれば、もっと早く謝罪に行くと思います。

4、遺族は厳しい処罰を望んでいます。

被害者の妻は、今不安な気持ちで一杯です。被告人が直ぐ謝罪に来なかったことにも怒っています。遺族は被告人が厳しく処罰されることを望んでいます。

5、前科もあり、再び事故を起こす可能性が高いです。

被告人は、1年前にもスピード違反を起こしています。交通ルールを守ろうという意識が欠けているので、再びハンドルを握れば同じような事故を起こす可能性が高いです。

6 交通事故の防止のためにも厳しい処罰が必要です。

交通事故はなかなか減りません。厳しい処罰をすることで、他の人にも警告をする必要があります。

以上の理由により、被告人に対しては、懲 役 3 年、の 刑罰 を与えるのが相当です。

## べんろんようし (弁論要旨)



弁護人も、今回の事故について被告人が有罪であることは否定しません。ですが、今日の裁判で明らかになったように、被告人のために考えてあげなければならない幾つかの事情がある、と思います。

1、今回の事故は、会社の過酷な勤務体制にも原因があります。

被告人は、事故当時、ほとんど休みがなく、当日も、わずか3時間の仮眠をとっただけで鹿児島に出発しました。朝4時まで荷物を運ばなければいけなかったからです。

事故の2週間前、居眠りをしてしまい、取引先に迷惑をかけて社長から「今度やったらクビだぞ」と厳しく言われていました。

このような過酷な勤務状況の中、今回の事故は起きてしまったのです。

こういう危険な状態でトラックを運転することは良いことではありませんが、これが現実です。

2 被害者にも、落ち度がありました。

被害者の道尾さんは、同窓会で、夜遅くまでお酒を飲んでいました。しかも、フラフラした足取りで急に飛び出しました。道尾さんが、きちんと横断歩道を渡っていれば、事故は起こらなかったのです。

3 謝罪をしており、弁償もできます。

被告人は、謝罪もしており、御遺族に対しての弁償は、保険金が支払われることになっています。

4 被告人は深く反省しています。

被告人は、これまで大きなトラブルを起こすことなく、奥さんと2人の子どもと一緒に真面目に暮らしてきました。今回の件で家族や勤務先など多くの人に迷惑をかけてしまったことを深く反省しています。

事故の後、運転免許を取り消され、会社も退職に追い込まれました。新しい仕事もなかなか決まりません。

5 被告人が刑務所に入ってしまうと残された家族の生活が困ってしまいます。

今は奥さんがパート勤めをしているので何とか食べていっていますが、被告人が刑務所に入ってしまうと生活ができません。二人の子供たちも路頭に迷うことになります。

6 まとめ

道尾さんが亡くなったという結果は非常に重大ですが、執行猶予<sup>しつこうゆうよ</sup>、という制度がある以上、皆さんには、是非とも執行猶予付きの寛大な判決をしていただきたいと思います。

めあて

アルバイトを認めて欲しい生徒X、原則禁止の校則を定めているY高等学校の校長Y役に分かれて、アルバイトの理由ごとに、みんなで議論してみよう！

【テーマ：アルバイトは認められる？】

県立Y高等学校では、校則で「アルバイトは原則として禁止する」と決められている。ある日、生徒のXが、「お金が必要なのでバイトを許可して欲しい」と学校に申請してきた。理由を聞くと、夏休みを利用して語学留学をするための資金を自分で稼ぎたいので、夜も含めてファミレスで働くとのこと。

Xの理由が、秋葉原に行ってAKB48に会いに行くためのお金を稼ぐため新聞配達をしたいという場合はどうか？



1. 生徒Xの側と学校Yの側、それぞれどのような主張できるかを考えてみよう！

【アルバイトを認めて欲しい生徒のX側】	【アルバイトを原則禁止にしている学校（校長）Y側】
・	・
・	・
・	・
・	・

2. アルバイトは許可されるべきか、他のグループの意見を聞いてみよう！

【認められる】	【認められない】
・	・
・	・
・	・

3. 2を踏まえ、もう一度、自分で考えてみよう！果たして、アルバイトは認められるでしょうか？

結論：	認められる	・	認められない
理由（そのように考えた、あなたなりのポイントは？）			
・			
・			

4. 他の人の意見などを聞いて、気付いたり、疑問に思ったりしたことはありましたか。

・  
・  
・



# 1 学年 現代社会・法教育授業 指導案

## 1. 授業のねらい

- (1) 憲法に定められている「基本的人権」が保障されるとはどういうことかを理解する。
- (2) 「基本的人権」が抑制される唯一の根拠となる「公共の福祉」とはどういうことかを理解する。
- (3) 異なる立場から意見を述べ合い、相手の意見に耳を傾けながら、合理的な判断を探っていく道筋を体験する。

## 2. 実施日時

平成23年7月8日（金） 第2限 1年 8組（現代社会）  
 第4限 1年10組（現代社会）  
 ※いずれも授業担当者は 教諭

## 3. 本授業の素材となった判例について

東京高裁 平成16年3月31日「週刊文春販売差止仮処分命令申立事件保全抗告審決定」  
 （東京高裁平一六（ラ）五〇九号）  
 概要は以下の通り。

- (1) 著名な国会議員の長女Xが離婚したことに関する、平成16年3月25日号週刊誌の記事について、平成16年3月16日、Xのプライバシーを侵害するものであるとして、X側が本件週刊誌を発行する出版社Yを相手どり、発売前に本件週刊誌の販売を差し止める仮処分の申し立てを行った。
- (2) 東京地裁は同日、X側の申し立てを認め、本件週刊誌の販売の差し止めを命ずる仮処分命令を発令したため、翌17日Y社側は保全異議の申し立てをしたが異議は却下。仮処分命令が認可された。
- (3) Y社側はこの決定を不服とし、東京高裁に保全抗告を申し立てた。東京高裁は平成16年3月31日、東京地裁の原決定を取り消したうえ、X側の仮処分申請の申し立てを却下した。この結果、Y社側の主張が認められ、本件週刊誌の販売の販売が認められた。
- (4) X側はこの決定に対して最高裁に抗告せず、東京高裁の決定が確定したものである。

## 4. 使用する教材および事前準備

- ・ 高校「法教育」ワークシート（別紙参照）を配布
- ・ クラスを6班に分けておき、班ごとにまとまって着席させる。

## 5. 授業の展開

時間	学習内容	指導上の留意点	形態
導入 5分	<p>(1) 本時のねらいについて簡単に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国憲法は「基本的人権」を保障していること。</li> <li>・ 「基本的人権」が制約されるのは「公共の福祉」に反する場合のみであること。</li> </ul> <p>(2) では、「基本的人権」が相互に対立する場面はないか、その際はどうか考えるのか、生徒に投げかける。  <u>※ワークシートを配布する</u></p> <p>(3) ワークシートにあげられた事案について補足説明をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Xは、閣僚経験もある著名な国会議員の長女だが、X本人は全くの私人であること。</li> <li>・ Y社の週刊誌当該号は77万部が印刷されるような巨大なメディアであり、すでに出版社から出荷されて販売寸前であること。</li> <li>・ 当該記事は「独占スクープ ○×△□の長女わずか1年で離婚、猛反対を押し切って入籍した新妻はロスからひっそり帰国」と題する3ページの記事であること。</li> </ul> <p>※ゲストティーチャー（以下GT）と交替。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの現代社会の授業や、中学校で学習したことを思い出させる。</li> <li>・ 生徒に質問しながら、授業のねらいを理解させる。</li> <li>・ 実際に裁判で争われた事例であることを理解させる。</li> <li>・ この後の生徒たちの話し合いの材料となるようにわかりやすく説明する。</li> </ul>	一斉

<p>展開 I 15分</p>	<p>(1) この事案はプライバシー権と表現の自由という二つの基本的人権が厳しく対立する場面であることを説明する。</p> <p>(2) 6つの班を、X側代理人・Y社側代理人・裁判官の3つに分け、これからそれぞれの立場で話し合いに入ることを告げる。</p> <p>(3) 最初に各自で、それぞれの立場から主張すべき内容をワークシート記入させる。</p> <p>(4) 記入が終わったのを見計らって班別討議に入らせる。討議が終わったらその内容を発表してもらうことを告げ、担当生徒を決めさせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案に関して補足すべき内容があれば補足する。</li> <li>・両者が主張する「基本的人権」の重要性を理解させる。</li> <li>・各班は、それぞれの立場に沿ってこの事案を検討することを理解させる。</li> <li>・双方の代理人役の班はそれぞれの主張をいかに訴えるかを考えさせ、裁判官役の班は公平な立場から、この事案の争点は何かを考えさせる。</li> <li>・授業担当者およびGTは各班を回って討議の状況を把握し、必要に応じて生徒の質問に答える。</li> </ul>	<p>一斉</p> <p>個人</p> <p>班別</p>
<p>展開 II 10分</p>	<p>(1) X側代理人役・Y社側代理人役の班から双方の主張を発表させる。</p> <p>(2) それぞれの代理人の主張に関して、相手側から反論があれば述べさせる。</p> <p>(3) 裁判官役の班は、双方の主張を聞いた上で質問があれば出させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双方とも1班を指名して発表させ、発表しなかった班から補足意見を述べさせる、という形をとる。</li> <li>・積極的に意見を述べるように生徒を促す。</li> <li>・双方の主張および反論に関して、疑問があれば積極的に発言させる。</li> </ul>	<p>一斉</p>
<p>展開 III 15分</p>	<p>(1) この案件についての決着はどのような考え方に基いて行われたのかを説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出版差し止めの可否には3要件があること。</li> <li>・実際の判決では、①②は具備されるが、③の要件に欠けるとされたこと。</li> <li>・出版の事前差し止めは表現の自由に関する重大な制約であるとされたこと。</li> <li>・以上のことから、Y社側の主張が認められ、本件週刊誌の販売が認められたこと。</li> </ul> <p>(2) この決着について、生徒からの質問や意見があれば発言させる。</p> <p>(3) 憲法は国民が国家に宛てた法規であることに気づかせ、同時にそれは私人間においても間接的に効力を有することを説明する。</p> <p>(4) 基本的人権が対立する場面において、この対立を調整するのも司法の役割であることを説明する。 ※授業担当者と交替。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出版差し止めの3要件とは以下の通りである。 ①公共の利益に関するものか ②公益を図る目的のものか ③重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるか</li> <li>・3要件の①②が認められながら、③が認められなかったことに関するX側の対応は何が可能かなどについて生徒の疑問に答える。</li> </ul>	<p>一斉</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>(1) 基本的人権は人間の普遍的権利ではあるが、それは常に保障されているわけではなく、それを守ろうとする具体的な行動のなかで確認されてきたものであることを説明する。</p> <p>(2) 現代社会で起こっている、さまざまな社会的問題に関心を持ち、それが法に照らしてどのように判断されていくのかに興味を持つことの大切さを説明する。</p>		<p>一斉</p>

めあて

Xの代理人弁護士役、出版社Yの代理人弁護士役、及び、結論を決める裁判官役に分かれて、議論してみよう！

【事案の概要】

Y社は、週刊誌（7月25日号）に、著名な国会議員の長女Xの離婚に関する記事を掲載して販売する準備をしていたところ、発売日直前、Xから、販売の差し止めを求める裁判を起こされた。



1. Xの代理人弁護士、出版社Y社の代理人弁護士が、それぞれどのような主張できるかを考えてみよう！

<p>【国会議員の長女側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<p>【出版社側】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
--	--

2. 本を出版できるかどうか、他のグループの意見を聞いてみよう！

<p>【できる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<p>【できない】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
--	---

3. 果たして本は、出版できるでしょうか？

<p>結論：                    で き る                    ・                    で き な い</p>
<p>理由（そのように考えた、あなたなりのポイントは？）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>

4. 他の人の意見などを聞いて、気付いたり、疑問に思ったりしたことはありましたか。

- ・
- ・

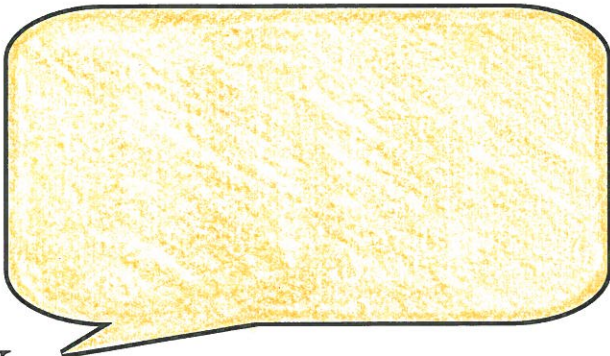




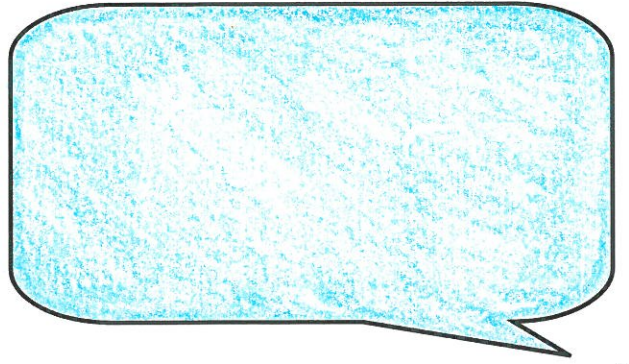


# レインボーシートで考えよう！

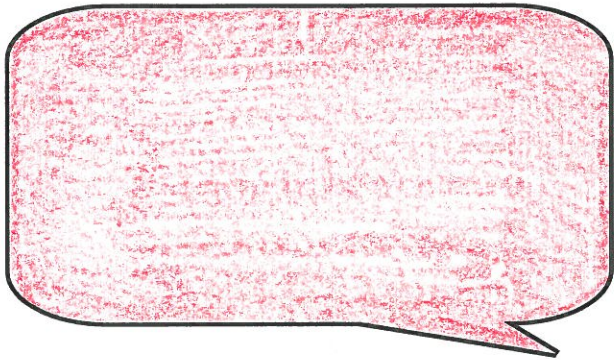
今日のテーマ



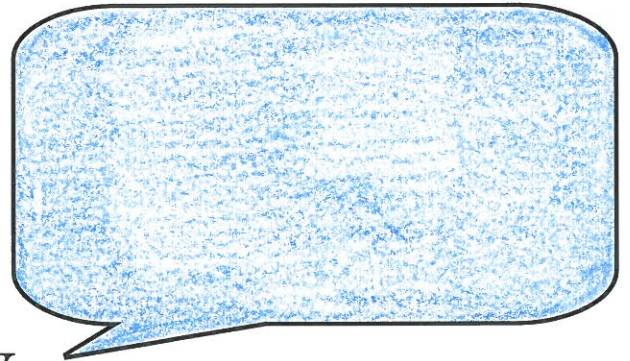
X



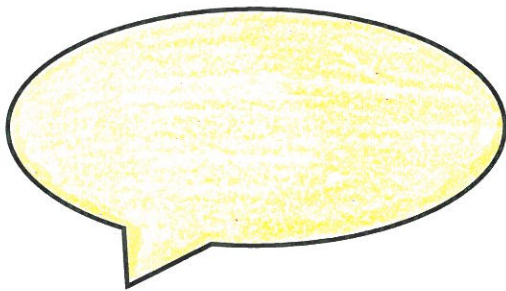
Y



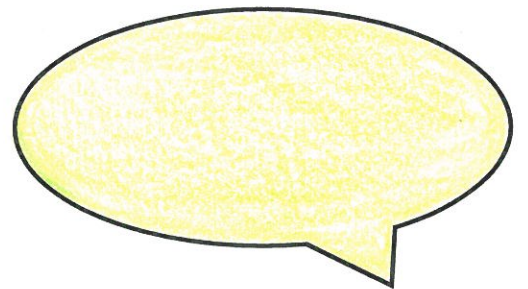
X



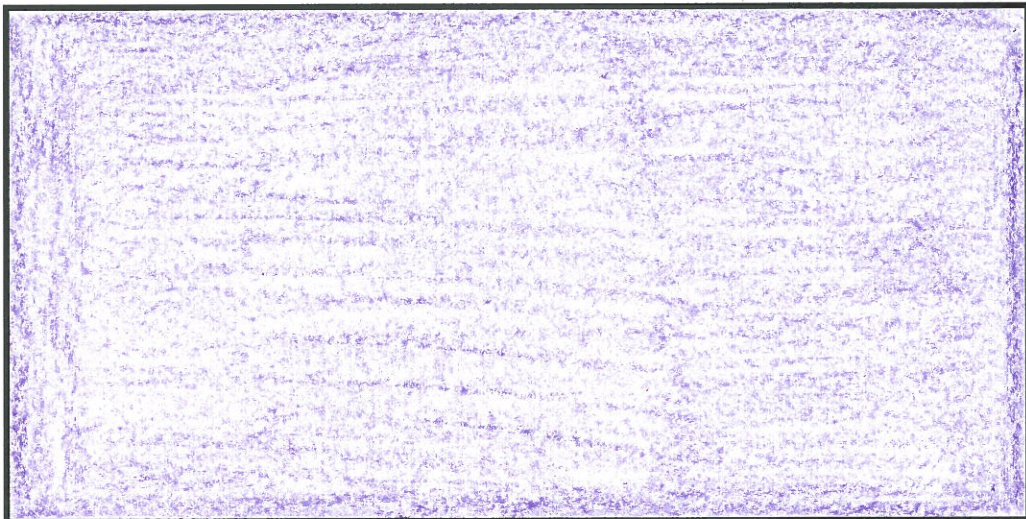
Y



その他



その他



( 年 組・氏名 )



# どうしてダメなの？小学生のケータイ

しょうかくせい けいたいでんわ も  
(小学生は携帯電話を持ってはいけないの！?)

今どき、ケータイなんて当たり前よ、みんな持ってるし( ^ ^ )  
いつもやってるゲームが出来なくなって、つままないや〜。  
友達とメールするのにケータイがないと困っちゃう(´ε`)



小学生にはまだ早過ぎる。  
裏サイトでいじめられたりすることがあるよ。  
友達とは、毎日学校で会えるからメールなんて必要ないよ。



だったら、何歳になれば“早くない”の？  
そんな時代じゃないんだよ、今は。  
写メもとれないし、アイドルの曲、ダウンロードも出来ないよ。仲間はずれになっちゃう。



ケータイって怖いんだよ。クリック一つで、突然、変なサイトにつながったり、何万円ものお金を請求されたりするよ。  
自分の住所や学校をおしえちゃうと犯罪に巻き込まれたりするんだって。



ボクのお母さんは、塾の行き帰りが心配だからケータイ持っておくと安心(GPS)、って言うてるよ。



この前、お父さん、ケータイしながら自転車乗ってる人にぶつかられて怪我しちゃったよ。それに、電車の中で大声で喋っているのがいつもウルサイな〜って言うてる。



ケータイのルールやマナーを守るようにする。  
みんながちゃんと守れば、大人もダメとは言わなくなるかも。  
他人を傷つけるような使い方はしない。  
あやしいサイトにつながらないように出来るフィルタリングサービスを必ず利用する。  
.....



(6年★組・氏名 )